

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から46年1月まで

当初、私は国民年金に加入しておらず、妻が、会社を退職後、自身の国民年金の加入手続のために市役所へ行った際、私が未加入であることについても相談したところ、「さかのぼって加入することができるので、前の分も払ってください」と説明を受けた。このため、後日、現金の用意をして、妻が、市役所で私の保険料をさかのぼって納付した。その時に手書きの領収証も受け取ったが、火事で焼失してしまった。申立期間が未加入とされ、保険料を納付した記録も無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしている昭和46年4月ごろは、第1回特例納付実施期間中である。

また、申立人は、昭和46年4月に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、本来であれば、20歳に到達した37年12月にさかのぼって資格を取得すべきところ、46年2月の資格取得となっている上、申立人の妻についても、資格取得年月日が46年2月から同年1月に訂正されているなど、行政側の事務処理に不手際があったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、A市役所で納付したとしており、制度上、市役所では特例納付することはできなかったものの、当時、特例納付保険料を取り扱うことが可能な金融機関の窓口がA市役所内にあったことが確認できることから、申立人の主張が不合理であるとはいえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで
社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、私自身が納税組合の人に直接納付した。領収書等は処分してしまったが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は一つであり、しかも12か月と短期間である上、申立期間前に厚生年金保険から国民年金への切替手続きが遅れたことによる1か月の未納期間はあるものの、申立期間より後の厚生年金保険から国民年金への切替手続き等は適正に行われており、その未納期間と申立期間を除いた国民年金の加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立人の国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人は公務員であった兄と同居しており、資力の面においても国民年金保険料が納付できないような理由は見当たらない上、申立期間直後の昭和41年4月からの保険料は納付していることなどを考慮すると、申立期間の保険料を未納としておくのは不自然である。

さらに、申立人の兄からは、「妹の性格から言って、納めていたと思う」との証言も得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和39年1月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行った。母親が、自分と母親の国民年金保険料を併せて納付しており、月に100円ぐらいを母親に渡していた。当時の国民年金手帳は残っていないが、一緒に納付していた母親の保険料が納付済みになっているのに、自分の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月の会社退職後に国民年金の任意加入の手続を行い、月100円ぐらいをその母親に渡して国民年金保険料を納付してもらったと主張しているところ、事実、39年3月に国民年金に任意加入し、加入当初から保険料を納付している上、申立人が納付したと主張する金額は申立期間当時の保険料額と一致することから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は申立期間当時その母親と共に農業を営んでいたと申述しており、生活環境にも住所変更などの特段の変化は見受けられず、保険料の納付に当たって資力の面でも問題は無かったものと推認されることから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとされるその母親は、申立期間を含め、保険料の未納期間は無く、すべて納付していることから、国民年金制度への理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年10月1日、資格喪失日に係る記録を41年4月21日とし、40年10月から41年3月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月27日から41年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。当該期間は、A社に勤務し、酒類の配達をしていた。当時の上司、同僚の名前を覚えており、勤務していたのは間違いのないため、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、一緒に入社し、かつ、申立人と同様に入社直後に別事業所の応援のために出向き、その後同一職種である配達業務に従事したと申述している同僚2名のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、いずれも昭和40年10月1日であることに加え、申立人を採用した同社の元専務の「申立人には永久に勤務していただくよう考えていたので、臨時社員ではなかった。当時、試用期間は無く、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた」との証言、及び当時の事務担当者の「申立人のことは覚えており、正社員であれば、すべて厚生年金保険の加入手続を行っていた。申立人のみの手続を行わなかったとは考え難い」との証言から、申立人は、一緒に入社した同僚2名と同様に40年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得すべき従業員であったことがうかがえる。

また、退職日について申立人は「転勤を命ぜられたが、それを受けられずに昭和41年4月末日で辞めた」と申述しているところ、当該事業所において、昭和41年5月1日に被保険者資格を取得している元従業員から「4月に退職した男性社員が1名いた」という証言が得られ、その事実について社会保険事務所が保有している同社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者原票を確認したが、同年4月に被保険者資格を喪失している者が存在しないことから、前述の社員は、申立人であったことが考えられることに加え、前述の元専務からの「当時、異動は4月20日付けで発令されていた」との証言により、異動を拒んで退職したとする申立人が、同年4月21日以降も継続して勤務していたとは考え難く、月末日までの在籍を確認できる証言等も無いことから、申立人は同社を同年4月20日に退職したことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月27日から同年10月1日までの期間及び41年4月21日から同年5月1日までの期間については、勤務していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、証言も得ることができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該事業所に、申立期間のうち昭和40年10月1日から41年4月20日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、一緒に入社し、同一職務に従事していた同僚の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所閉鎖時の事業主は全く関与していないことから証言を拒否しているため、確認できないものの、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考え難く、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和40年10月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っていないため、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から同年9月1日まで
昭和41年4月1日から43年9月1日までA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ申立期間の記録が無いことが判明した。勤務していたのは事実であり、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に記載していた金銭出納帳の内容により、申立人が申立期間において継続してA社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間も継続して勤務していたことについて、複数の同僚から証言が得られた上、申立人と同じ事務職に従事していた同僚は「昭和43年の夏ごろ申立人を含めた同僚の数人と旅行に行った。その数か月後に辞めた記憶があり、勤務形態が変わったことも無かった」と証言しており、申立期間も継続して変わらず勤務していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の昭和43年10月における標準報酬月額決定記録が取消しされた上、同年4月1日付けの被保険者資格喪失の記録がされているが、その届出に伴い、同年9月13日に健康保険証が返納されていることが確認できることから、かかる記録処理は健康保険証が返納された時点をもって遡及してなされたことがうかがえるものの、前述の金銭出納帳の内容等を踏まえると、その記録処理に係る合理的な理由は見当たらないことから、申立人の主張どおり、事業主が申立人に

係る同年9月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を行ったことも否定できない。

加えて、申立人が所持する金銭出納帳によると、昭和43年9月7日付けで社長及び上司から^{せん}餞別を受けた記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社B工場を退職することなく継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 4 日から同年 6 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 42 年 10 月 20 日から 45 年 1 月 31 日まで
(B社)

昭和 38 年 4 月から 41 年 2 月までの 34 か月間、C社に勤務したが、会社が火災になり自分を含め数名が解雇となった。解雇された女性は脱退手当金を受け取るように会社から書類を渡され、女性だけ 4 名ぐらいで社会保険事務所に手続に行ったことを覚えている。その後、A社とB社で 32 か月間、厚生年金保険に加入し、45 年 1 月末で結婚退職した。C社が火災になり自分たちが解雇になった時点の被保険者期間 34 か月分の脱退手当金を受けたのは承知しているが、45 年 9 月 8 日付けで脱退手当金がA社とB社の 32 か月間も含まれた 66 か月分支給されたことになっているのはおかしい。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給されている被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 45 年 4 月に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金の最終事業所であるB社における被保険者原票によると、申立人の健康保険整理番号の前後 20 名のうち、申立人の資格喪失日の前後約 2 年間に退職した者で、脱退手当金の支給記録のある者は申立人のみであり、オンライン記録上においても脱退手当金支給記録が確認できる者は申立人のみであること、及び当該事業所における受給資格のある複数の元従業員からの「退職時に会社から脱退手当金の説明や請求の意思確認は無かった」との証言から、事業主による代理請求がなされたとも考え

難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、申立人のその計算の基礎とされた被保険者期間に係る3事業所における記録に基づき検証したところ、法定支給額と410円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私は、申立期間当時厚生年金保険の適用の無い個人企業に勤めていたので、国民年金に加入していなかったのは承知していた。

昭和44年に結婚して転居したとき未加入期間を指摘され、国民年金保険料を一括で納付した。嫁ぎ先の母が納付した。領収書は無いが、間違いなく納付したので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に結婚した後、その義母が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年8月の時点では、既に申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納付できない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から47年3月まで

昭和40年9月から42年12月まで厚生年金保険に加入し、43年の結婚の時に脱退手当金を受給したが、市役所で国民年金に加入するとき、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付すれば、60歳まで40年間で満額納付することができると言われ、夫と一緒に加入し、さかのぼって納付した。その後は町内の集金により保険料を納付しており、私は40年間欠かさず納付していたと思っている。夫の保険料だけ納付済みで私の分だけ未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、昭和43年1月の婚姻時にその夫と一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年4月に払い出され、その夫の手帳記号番号は申立人の払出しより3年以上前の44年11月に払い出されており、夫婦同時期には払い出されていない。なお、その夫が43年4月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、加入手続が昭和44年度に行われたことが裏付けられ、その夫の加入時期についても申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間の大半について時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は

うかがえない。

加えて、申立期間のうち昭和40年9月から42年12月までは、脱退手当金の支給を受けているものの、厚生年金保険の被保険者期間であることから、当該期間までさかのぼって国民年金に加入し国民年金保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

昭和59年6月に会社を退職し、国民年金の加入手続をしていなかったが、間もなくして納付書が届き、国民年金保険料を納付した。10か月間納付した後に1か月分納付しなかったら、督促の通知が届き2か月分まとめて納付し、翌月も納付した。61年4月以降は保険料を納付する必要が無い旨の通知が届き、納付書は送付されなくなった。所持している預金通帳に納付した金額が書き込んである。申立期間について、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職後間もなくして届いた納付書で国民年金保険料を納付したが、加入手続を行った記憶は無いと主張しているところ、国民年金の制度上、加入手続をして国民年金手帳記号番号が払い出されなければ納付書は発行されない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年9月に払い出されており、申立期間において、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人に対して送付されたとする納付書が国民年金保険料の納付書であったとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金保険料を納付した根拠として、預金通帳に「1回払 5,500円」及び「2回払 11,000円」とメモされていることを挙げているが、この金額は当時の保険料額と相違しており、この記載をもって申立期間の保険料を納付したとは推認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月15日から22年6月16日まで
昭和19年5月15日から22年6月15日までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。当時の給与明細書等はないが、辞令及び履歴書を添付するので当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所持している辞令、履歴書及び当時の同僚の証言から確認できるものの、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

一方、申立人が所持している当該事業所から交付された辞令には、「傭員ヲ命ス」と記載されており、申立人が恩給法の適用を受けると考えられることから、総務省人事・恩給局恩給審査課へ照会したところ、「恩給法の対象となる文官とは、恩給法第20条により「官ニ在ル者」で一定の役職以上の職員であると規定されており、申立人が所持していた辞令及び履歴書に記載のある職名の「傭員」は公務員であるが、恩給法上の文官とは認められない」との回答を得た。このことにより、申立人は申立期間において、恩給法が適用される機関に所属していたものの、その身分により恩給法の対象とならない職員であったことが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等は保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月21日から同年10月1日まで
② 昭和26年7月1日から29年8月ごろまで

高等女学校卒業後、昭和24年3月にA公団B支局に就職し、29年8月ごろまで継続して勤務した。同公団を退職と同時に次の事業所に就職した。途中で空白期間があること及び26年7月以降の記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険事務所の記録及び厚生省保険局長（当時）の通知によると、申立人が勤務していたA公団B支局の直営配給所は、昭和25年9月末をもって民営化され、その業務は同時に設立された申立人が所属していたC食糧販売企業組合のほか25食糧販売企業組合に切替えとなり、その食糧販売企業組合のほとんどが同年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっている。

なお、食糧販売企業組合は厚生年金保険の適用に関し任意包括であったため、D食糧販売企業組合のほか1食糧販売企業組合は厚生年金保険適用事業所として確認できない。

- 2 申立期間①において、他の配給所に勤務していた同僚の証言から、申立人がC配給所に継続勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管しているA公団B支局に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日と同日である昭和25年9月21日付けで資格喪失となっている者が121名確認できることから、社会保険事務所が申立人のみの記録を誤ったとは考え難く、当該被保険者資格喪失の届出は、企業組合への再雇用に伴う事務（給与の締切等）により行われたことがうかがえる。
- 3 申立期間②について、申立人が所属していたC食糧販売企業組合における同僚及び元事業主の生存が確認できないことから、当時の勤務実態等を

推認することができない。

また、他の食糧販売企業組合に勤務していた者から、「昭和 30 年ごろまで配給所は続いたが、25 年ごろから米の供給が増加したので、自分で米穀店を始め、食糧販売企業組合と兼業していた人がいた」、「自分は、昭和 26 年に食糧販売企業組合から独立して米穀店を始めた」等の証言が得られた上、社会保険事務所の記録から、11 か所の食糧販売企業組合を筆頭に昭和 26 年 4 月 1 日以降、順次、厚生年金保険を脱退していることが確認できることから、その業務は早期に縮小していたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している C 食糧販売企業組合に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日が昭和 26 年 7 月 1 日と記録されており、その事務処理に不自然さはうかがえない。

- 4 加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から22年ごろまで
(A社)
② 昭和22年ごろから30年3月1日まで
(B社C製鋼所)

昭和19年に尋常高等小学校を卒業し、それと同時にB社C製鋼所内にあるA社(申立期間当初はD社。以下同じ。)鉄工部に就職した。その後、23年ごろ退職し、B社C製鋼所(昭和35年9月にE社F工場と統合し、G社F工場と名称変更。現在はH社F事業所。以下同じ。)へ入社し、資材のスクラップ切断係員として長年勤務した。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社鉄工部に勤務したと申し立てているが、同社の事業主は既に死亡しており、そのほかの元従業員からの証言も得られず、申立人の勤務実態を確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは昭和23年5月1日からであり、申立期間当時は、適用事業所として確認できず、当該事業所の事業主にも申立期間当時において厚生年金保険の記録が確認できないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

2 申立期間②について、申立人が所有していた昭和38年5月3日にG社から受けた勤続満10年の表彰状から、申立人がB社C製鋼所に少なくとも28年ごろから継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社C製鋼所の後継事業所であるH社F事業所に照会したところ、「社会保険の届出の控えは昭和17年ごろから保管している。申立人についての記録を調べたが、30年3月1日付け資格取得届は確認できるが、それより前のものは見当たらない」旨の回答があり、申立期間

②において、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われた事実はどうかがえない。

また、申立人が一緒に勤務していたと申述している複数の同僚の中に、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録の無い者が確認できる上、その一部の同僚からは「社会保険に加入していなかった期間があった」旨の証言を得ていることから、当該事業所の事業主は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人のみの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している事情は見当たらない。

- 3 さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 6 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた時の記録が無い。また、B社については、事業所が厚生年金保険の適用がされていない旨の回答を受けた。勤務していたことは確かなので、これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同期に入社した同級生の証言によると、申立人が定時制高校に通いながらA社に勤務していたことは認められるものの、入学及び勤務を開始した期間については、申立てしている時期より1年後である昭和30年4月からであったことが確認できる。

また、前述の同級生から「入社当初は厚生年金保険に入れてもらえず、2年程経ってから厚生年金保険被保険者証を渡された」との証言を得られたことにより、当該事業所の事業主は、当時、定時制高校在学中の学生を多く採用していた中で、それらの者の厚生年金保険被保険者資格取得の届出について、入社当初からではなく2年程度経過した後に行っていることがうかがえ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の記憶していた2名の同級生、及び17歳未満の被保険者の存在が確認できない。

さらに、このことから、申立人が当該事業所を入社後2年経過する前に退職していることを踏まえると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されなかったと推認できるところ、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の名前は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事

務所において記録を欠落させた事情は見当たらない。

加えて、申立人は厚生年金保険料が控除されていたと主張しているものの、申立人と同様に定時制高校在学しながら勤務していたほかの同僚は、「自分は病気がちであったので、会社に頼んで社会保険に加入させてもらったが、保険料控除については加入以後であったと良く記憶している」と明言していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について推認できない。

- 2 申立人が申立期間②において、B社に在職していたことは、当時の事業主及び従業員から証言を得られず、その事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社の事業主に係る厚生年金保険の記録も申立期間②において確認できないことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難く、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

- 3 加えて、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 10 月 25 日まで
昭和 29 年 7 月ごろから A 社（後に B 社に名称変更。以下同じ。）に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、一部加入記録が無い旨の回答があった。当該事業所が厚生年金保険に加入したのは 30 年 6 月 1 日ということなので、それ以前の加入記録は無いと思うが、29 年から勤務していたのに、31 年 10 月 25 日から加入となっているのはおかしい。当時は寮生活をしており、同僚を複数名記憶している。この期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容により、申立人は A 社における被保険者資格取得日である昭和 31 年 10 月 25 日以前から勤務していたことは推認できるものの、当時の事業主及び同僚から証言を得られないことから、その勤務開始日を確認することができない。

また、社会保険事務所に保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和 31 年 10 月 25 日）付けで被保険者資格を取得した者が申立人を含め 13 名確認できるが、これらの者のうち、申立人と同様の職種で連絡が取れる者について確認したところ、実際には被保険者資格取得日より前から勤務していた旨の証言が複数得られたことから、申立人のみ被保険者資格取得日が相違している事情はうかがえない上、その期間における厚生年金保険料の控除については記憶に無い旨の証言も併せて得ていることから、申立人の申立期間に係る保険料控除を推認することはできない。

さらに、当該事業所における申立人に係る整理番号は 54 番であるが、整理番号 1 番から 53 番までにおいて欠番が確認できないことから、申立期間中に事業主による申立人に係る被保険者資格取得届が提出された形跡はうかがえず、社会保険事務所において申立人に係る記録を欠落させた事

情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 10 日から 39 年 10 月 1 日まで
A社での厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が無いとの回答があった。当該事業所は既に廃業しており、同事業所からの証明書は入手不能のため、複数の同僚より在籍していたことを証明してもらった。同事業所に勤務していたのは事実であり、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、事業主は不明としているが、同僚の在職証明及び証言により、その期間は特定できないものの推認できる。

しかしながら、その雇用形態については、「当時は複数の臨時社員がおり、申立人も正社員でなく、臨時社員であったのではないか。臨時社員は社会保険に加入していなかったと思う」との同僚からの証言により、申立人は厚生年金保険に加入していない臨時社員であったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、申立期間において整理番号に欠番も見当たらないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出がなされた形跡はうかがえず、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 1 月まで

A 医院で胃カメラの検査や入院患者の世話、外来診察の補助等の仕事をしてきた。当時の給与明細書から、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人により提出された A 医院から交付された給与明細書により、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる。

しかしながら、当該医院の院長は病気のため当時の状況について回答を得られないものの、B 国民健康保険組合及び C 保健所の回答並びに申立人の申述内容から、当該医院は個人経営の医療機関であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたとは推認できず、同医院の事業主が厚生年金保険の任意包括適用事業所としての手続を行った形跡も見当たらないことから、申立人は、同医院において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

なお、申立人が所有していた保険料控除が確認できる給与明細書は昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの分であるが、その給与明細書に記載されている社会保険料控除額の合計額よりも申立人が所有していた昭和 58 年分所得税源泉徴収票の社会保険料控除欄に記載されている金額は著しく少額であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで
昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 11 月 30 日まで A (現在は、B 社。以下同じ。) の社長宅に住み込みで働いており、社長や奥様から「社会保険は全部入っています」と何度も聞いていた。厚生年金保険料が給与から引かれていた資料等はないが、確かに A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に住み込みで勤務していたことは、申立期間当時の事業主の妻の証言により推認できるものの、当時の事業主は既に死亡している上、同社には申立人に係る関連資料が保管されておらず、同僚の証言も得られないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の取締役からは、「当時、社会保険に加入している鉄筋屋は少なく、当社も社会保険に加入したのは、昭和 40 年 2 月からである」との回答を得ているところ、社会保険事務所の記録においても、同社が申立期間当時において、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらず、同社の役員及び従業員全員の同社における厚生年金保険記録も昭和 40 年 2 月 1 日より前は確認できないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。